

舗装工事における土木管理技術検定制度等の活用について

舗装工事における適正な施工を図るため、徳島県公共工事標準請負契約約款第10条第1項第2号の主任技術者又は監理技術者について土木施工管理技士等を次の要領により活用することとする。

1 平成14年6月1日以降の指名に係る舗装工事を対象とし、次の基準による。

請負対象額	主任技術者又は監理技術者
9,000万円以上	次のイ、ロ、又はハに掲げる者 イ 建設業法（昭和24年法律第100号）による技術検定（以下「技術検定」という。）のうち検定種目を一級の建設機械施工又は一級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ 技術士法（昭和32年法律第124号）による本試験のうち技術部門を建設部門とするものに合格した者 ハ 指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者（種類は舗装に限る。）
4,500万円以上 9,000万円未満	次のイ、ロ、又はハに掲げる者 イ 技術検定のうち検定種目を一級若しくは二級の建設機械施工又は一級若しくは二級の土木施工管理とするものに合格した者 ロ 上欄ロに掲げる者 ハ 指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者（種類は舗装に限る。）

2 適用工事については、発注に当たり、この旨を特約条項又は特記仕様書として明記しておくこと。

（例）

主任技術者又は監理技術者を定めるに当たっては、次の者を選定すること。
（1の表中、主任技術者又は監理技術者の欄を請負対象額の区分により記載）